

京都市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年1月31日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第8号

京都市職員任用規則の一部を改正する規則

京都市職員任用規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」に、「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)